

学校いじめ防止基本方針策定の手引き

学校いじめ防止基本方針策定の意義は、各学校がいじめ問題への実効性のある具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、全ての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという教職員研修の側面があります。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定してください。この手引きは、各学校がいじめ防止基本方針を作る上での1つのモデルを示したものです。学校の実情に応じて内容や順序は適宜、変更してください。

1 事前の準備をしてください

1 いじめ防止対策推進法（以下「法」という）及び国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」という）の要点を全教職員で確認してください

その際、法に関わる通知文及び資料等を参考に、教職員研修を実施してください。

2 いじめの重大事態に対する平時からの備えとして、令和6年8月に改訂されたいじめの重大の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）についても全教職員で確認してください。

その際、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を参考にして教職員への共通理解ができるようにしてください。

3 教職員でテーマ別の協議をし、協議に基づく報告、発表を行ってください

その際、可能な限り事務職員や技能員等が出席できるよう配慮してください（出席できない場合は、情報の共有をお願いします）。

（テーマの例）

- ① いじめの未然防止のためにどのような取組を行うか（道徳科、特別活動、日常の道徳指導による心の教育や学級経営の中での丁寧な児童生徒への指導、保護者への啓発活動、地域との連携など）。
- ② いじめの早期発見のために必要な取組は何か（個別面談等教育相談体制の充実、いじめ等に関する定期的なアンケート調査、相談機関の周知など）。
- ③ いじめを認知した際の調査について（事実の把握方法、報告連絡体制の検討等）。
- ④ いじめが発生した場合の対応の留意点について（組織での対応方法、いじめを受けた児童生徒へのケア、いじめを行った児童生徒の指導・支援、保護者への情報提供等）。
- ⑤ いじめの問題についてどのような外部機関と連携するか（関係機関・団体の選定、連携による効果の検証等）。
- ⑥ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応をどうするか（情報モラル教育、通信事業者等関係機関との連携等）。
- ⑦ いじめに関する職員研修等をどのように行うか（研修計画の策定等）。

2 学校いじめ防止基本方針を策定してください

教職員研修等を通して、集約された意見をもとに各学校のいじめ防止基本方針を策定してください。その際、学校いじめ防止基本方針には、必ず記載すべき共通事項がありますので、以下の 1 ～ 4 に示した点に十分留意してください。

1 基本理念等について

法第2条第1項（いじめの定義）、法第3条（基本理念）、法第8条（学校及び学校の教職員の責務）等を踏まえ、各学校におけるいじめ防止対策の基本理念、共通理解事項等について定めてください。

- (1) いじめの定義
- (2) 基本理念
- (3) 学校及び学校の教職員の責務

(参照) 法第2条第1項（いじめの定義）
法第3条（基本理念）
法第8条（学校及び学校の教職員の責務）
国の基本方針P.1～8、P.23～25

2 学校におけるいじめ防止等の対策について

(1) 組織について

法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）等を踏まえ、学校いじめ対策組織について定めてください。

- ① 名称 ※モデルでは「いじめ問題対策委員会」としています。

法第22条に規定されている「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ問題対策委員会」という）であることを確認した上で、各学校で組織の名称を決定してください。国の基本方針では、各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例がありますが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめ防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであるとされています。

- ② 役割

いじめ問題対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のようなものが考えられます。

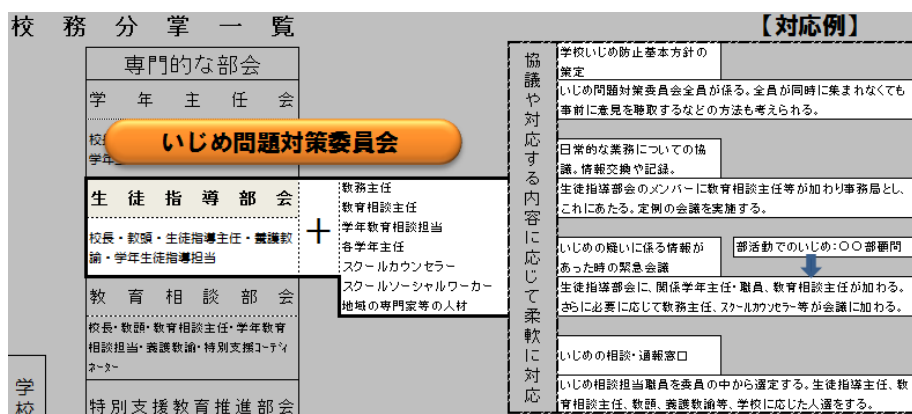
- ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割
- ウ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

エ いじめの早期発見・事案対処のためいじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

オ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には調査を行い、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

③ 組織の構成について

組織の役割が多岐にわたっているため、固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとするのが有効です。以下にイメージ図を示します。



※スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣等が必要な場合は、教育支援課 SSW 担当指導主事にご相談ください。（Tel 245-5935）

（参照） 法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
国の基本方針P.26～28

（2）いじめの未然防止について

法第15条（学校におけるいじめの防止）、法第19条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）等を踏まえ、各学校におけるいじめの未然防止に資する取組について定めてください。

※障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導・支援に当たることを考慮してください。

※全体計画や学年ごとの年間計画を入れていくとわかりやすくなります。

（参照） 法第15条（学校におけるいじめの防止）
法第19条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）
国の基本方針P.6～8、P.29

(3) いじめの早期発見について

法第16条（いじめの早期発見のための措置）等を踏まえ、各学校におけるいじめの早期発見に向けた取組について定めてください。

（参照） 法第16条（いじめの早期発見のための措置）
国の基本方針P.6～8、P.29～30

(4) いじめの相談・通報について

法第16条（いじめの早期発見のための措置）等を踏まえ、各学校におけるいじめの相談・通報に係る体制について定めてください。

（参照） 法第16条（いじめの早期発見のための措置）
国の基本方針P.6～8、P.29～30

(5) いじめを認知した場合の対応について

法第23条（いじめに対する措置）、法第25条（校長及び教員による懲戒）等を踏まえ、各学校においていじめを認知した場合の対応や、いじめを受けた児童生徒の支援やいじめを行った児童生徒への指導・支援の在り方について定めてください。

（参照） 法第23条（いじめに対する措置）
法第25条（校長及び教員による懲戒）
国の基本方針P.6～8、P.30～31

3 重大事態への対応について

法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対応）、法第30条（公立の学校に係る対応）等を踏まえ、法第28条に定める重大事態が発生した場合の対応の方法等について定めてください。

- (1) 重大事態とは
- (2) 対応の手順
- (3) 調査の目的
- (4) 調査の機関について

（参照） 法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対応）
法第30条（公立の学校に係る対応）
国の基本方針P.31～41
ガイドライン（第3章～第6章）

4 公表、点検、評価等について

「学校いじめ防止基本方針」の公表、点検、評価等について定めてください。

- (1) 公表 策定した学校いじめ防止基本方針をホームページに公表します。
- (2) 点検 自己点検を行ってください。自己点検は、点検項目を示した点検表を学校ごとに作成し、時期を決めて児童生徒、保護者、所属職員等が行います。すでに実施している学校評価に係るアンケート（児童生徒の意識調査や保護者へのアンケート等も含める）に点検項目の内容を加えて行うこともできます。
※別紙（教職員記入用）は、点検表を作成した場合の例です。児童生徒用、保護者用も各学校で工夫してください。
- (3) 評価 自己点検の結果を踏まえて評価し、課題の改善を図ります。

（参照） 国の基本方針P.24～28

3 その他

法第13条には「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」となっています。

国の基本方針と本市が作成した「いじめ対応マニュアル」及び本手引きを参考に、各学校でいじめ防止基本方針を策定してください。

いじめ問題への取組についての自己点検表

回答者

<点検要領>

次の項目について、「できている」「おおむねできている」「あまりできていない」「できていない」のうち、
一番当てはまるものに○印をつけてください。

領域	番号	点 検 項 目	状 況			
			できている	おおむね できている	あまり できていない	できていない
			4	3	2	1
法 理 解	1	あなたは、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの定義を正しく理解して、いじめ問題へ取り組んでいますか。				
指 導 体 制	2	あなたの学校では、いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、「いじめ問題対策委員会」がいじめ問題への対応の中核としての役割を担い、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっていますか。 ※「いじめ問題対策委員会」は学校ごとに名称を定めています。				
	3	あなたの学校では、「いじめ問題対策委員会」を中核としていじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録を行い、職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っていますか。				
	4	あなたの学校では、いじめ問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、「いじめ問題対策委員会」を中核として対応する体制が機能していますか。				
教 育 指 導	5	あなたは、いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっていますか。				
	6	あなたは、道徳や学級活動をはじめ、日頃の学級経営や教育活動の中でいじめに関する問題を取り上げ指導・助言を行うとともに、児童生徒の自己有用感を高めるための生徒指導に努めていますか。				
	7	あなたは、自分の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っていますか。				
	8	あなたは、いじめられる児童生徒に対して、心のケアや弾力的措置を講じ、いじめから児童生徒を守り通すための対応をとっていますか。				
	9	あなたは、いじめが解消したと見られる場合でも、いじめの再発防止のために継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。				
	10	あなたは、障害（発達障害を含む）について適切に理解した上で、児童生徒に対する指導・支援を行っていますか。				
早 期 発 見 ・ 早 期 対 応	11	あなたは、児童生徒が悩みを打ち明けやすいよう、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係づくりに努めていますか。				
	12	あなたは、児童生徒が発する危険信号を見逃さないために、児童生徒の生活態度の変化など、きめ細かく把握し、記録するよう努めていますか。				
	13	あなたは、日頃の観察や指導、アンケートなどからいじめの疑いがある情報を把握したとき、その情報を軽視することなく、迅速かつ正確な事実確認の上、「いじめ問題対策委員会」で組織的に情報を共有する等、解決に向けた対応を適切に図っていますか。				
	14	あなたは、スクールカウンセラーや養護教諭・他の職員・保護者等と連携を図り、いじめの把握に努めていますか。				
	15	あなたの学校では、いじめ解消のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて教育センターなど相談機関との連携を図っていますか。				
	16	あなたの学校では、児童生徒のストレスや悩みを積極的に受け止めることができるよう、アンケートの活用や教育相談体制が十分に整備されていますか。				
	17	あなたの学校では、アンケートや事実確認のための調査などにおける児童生徒の個人情報について適切に管理していますか。				
家 庭 地 域 と の 連 携	18	あなたの学校では、学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表しているという認識をもち、日頃からいじめ問題の重大性を保護者や地域の方と認識を共有し合える緊密な連携体制を築いていますか。				
	19	あなたの学校では、いじめを認知した際、学校だけでの対応に固執することなく、いじめの解消に向けていじめられた側、いじめた側双方の家庭との連携を密にして対応に当たっていますか。				
	20	あなたの学校では、学校とPTA、地域の関係団体などが自校のいじめ認知の現状やいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進していますか。 ※いじめ認知が0件の学校は、保護者へその公表が義務付けられている。				
問題点や今後の改善策等（うまくできない理由や改善のアイディア等を記入してください）						